

港区版ふるさと納税制度における「みなトクPAYふるさと納税ポイント」の導入について

区は、令和7年10月から、シティプロモーションの推進を目的として、港区版ふるさと納税制度における体験型返礼品の提供を開始しました。

さらなる区外からの来訪促進及び区内消費の拡大による地域経済の活性化を図るため、体験型返礼品のメニューに「みなトクPAYふるさと納税ポイント」を追加します。

1 概要

(1) 実施内容

区は、港区版ふるさと納税制度を通じて、区を応援する区外在住の寄付者に対し、区内の対象店舗で利用できる「みなトクPAYふるさと納税ポイント」を返礼品として提供します。

(2) 利用対象店舗

みなトクPAY加盟店舗のうち、総務省の地場産品基準及び港区の体験型返礼品基準に適合し、「みなトクPAYふるさと納税ポイント」への参画に同意した店舗

※ 対象は、区内において役務（サービス）の提供を主たる事業とし、物品販売を主たる事業としない店舗とします。現時点では、区内のみで営業している飲食店、理美容サービス等を中心に約100店舗を予定しています。

(3) 返礼品として付与するポイント

寄付金額は5,000円から500,000円の範囲で設定し、付与するポイントは寄付金額の3割相当とします。

（例：寄付金額10,000円の場合、3,000円相当の3,000ポイントを付与）

2 今後のスケジュール（予定）

令和8年 9月 ふるさと納税管理システムとみなトクPAYの連携調整

「みなトクPAYふるさと納税ポイント」利用対象店舗の確定

10月 SNSやプレスリリース等による事業開始の広報

ポータルサイト（ふるさとチョイス・ふるなび）及び港区ふるさと納税特設サイトでの寄付受付開始